

市県民税（住民税）、所得税の申告は正しくお早めに

問 税務課
☎内線1056～1059

受付期間

2月16日(金)～3月15日(木)※土・日曜日を除く。
午前8時45分～午後4時(開場:午前8時)

受付場所

保健センター研修室(2階)休日の
申告相談牛久市役所……2月18日と2月25日の日曜日に限り、午前8時45分～午後3時
竜ヶ崎税務署…2月18日と2月25日の日曜日に限り、午前9時～午後5時

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時ごろまでにお越しください。

業務内容 確定申告用紙の配付、申告相談、確定申告書の受け付け

※現金納付の窓口業務は行いません。

共通して必要な物

個人番号カードまたは個人番号
通知カード+運転免許証・健康
保険の被保険者証等、印鑑(認
印)、平成29年分の源泉徴収票
原本(給与・年金など)、還付金
の振込口座のわかるもの(申告
者本人名義のもの)、筆記用具
(ボールペン)、計算機

各種控除に必要な主な書類

◆年金受給者の方

① 社会保険料支払証明書(国民
健康保険税、介護保険料、任
意継続保険料など)② 生命保険料、地震保険料など
の控除証明書③ 医療費控除を併せて受けると
きは、次の医療費控除を受け
る方を参照してください。

◆医療費控除を受ける方

平成29年分の確定申告から、医

療費控除は領収書の提出が不要
となりました。なお、領収書の
提出の代わりに「医療費控除の
明細書」の添付が必要となり、税
務署から記入内容の確認を求め
られる場合がありますので、領
収書は5年間保存する必要があります。※提出が不要となる領収書には、
医療費控除を受けるために必要
な医師等が発行した証明書は除
きます(例・おむつ使用証明書
在宅介護費用証明書など)。※平成31年分の確定申告までは、
従来どおり領収書の添付また
は提示によることもできます。

注意事項

◆次の①、②の場合は、市役所
で申告できませんので、税務
署に申告してください。① 事業所得、不動産所得の收支
内訳書を作成される方で、震災で被害を受けた事業用の資
産がある場合。② 今回初めて住宅借入金等特別
控除を受ける方、過年分の申
告をする方、給与所得者の特
定支出の控除の特例を受ける
方、事業所得などの申告で初
めて收支内訳書を作成される
方、土地、家屋、ゴルフ会員権
などの譲渡所得、青色申告、贈
与税、消費税などの申告(①、②
の申告内容の方でも相談を要
しない提出のみの方は、申告受
付日に限り申告書をお預かり
します)

◆市役所で申告する方は、次の

③、④をお願いします。

③ 申告会場は大変混み合います。前
もって次のことをお願いします。・ 事業所得、不動産所得などの
申告をする方は、帳簿、領収書
などを整理し、收支内訳書を必
ず作成して持参してください。・ 医療費控除を受ける方は、あ
らかじめ治療を受けた人、病
院・薬局ごとに領収書を整理
(支払日が平成29年中であるこ
とを必ず確認)し、合計金額を
算出して持参してください。

④申告期間の初めと最後の一週間は、会場が大変混み合い、お待ちいただく時間が長くなる場合がございますのでご了承ください。

公的年金等受給者に 係る確定申告不要制度 について

平成23年分以降の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。なお、以下の場合には申告が必要となります。

※所得税の確定申告が必要のない場合であっても、市県民税の各種所得控除を受けるためには、市県民税の申告が必要となります。

※所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要となります。

※確定申告書の提出が要件となつている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

その他

●確定申告用紙は、国税庁ホームページから入手できます。また、牛久市役所税務課でもお渡ししています。

●市県民税申告書に限り、申告期間前であっても税務課窓口にて随時受け付けをしています。確定申告書の受け付けは2月16日(金)から3月15日(木)までです。



竜ヶ崎税務署からのお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。なお、確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

会場 竜ヶ崎税務署別館1階会議室

期間 2月16日(金)～3月15日(木)※土・日曜日、祝日を除く。
ただし2月18日(日)および2月25日(日)に限り開場します。

時間 受付：午前8時30分～ 相談：午前9時～午後5時



※確定申告会場の開設前は相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時ごろまでにお越しください。なお、相談内容が複雑な場合は、午後3時ごろまでにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

※毎年駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関の利用をお願いします。

<確定申告書等作成コーナーについて>

国税庁ホームページをご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できますので、書面で印刷して送付・e-Taxで送信(事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

「国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)」

①「確定申告書等作成 コーナー」を選択 ②データを入力 ③書面で出力、郵送提出!

問い合わせ先

◆確定申告について 竜ヶ崎税務署(〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町1182-5) ☎0297-66-1303(自動音声案内)

◆確定申告書等作成コーナーの操作などについて 「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」 ☎0570-01-5901

※受付時間：月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)。

◆市県民税の申告について 税務課 ☎内線1056～1059